



B C J 評定-LW0042-03

## 評 定 書 (工法等)

申込者 岡部株式会社 取締役社長 廣渡 真 様  
東京都墨田区押上2-8-2

株式会社タツミ 代表取締役社長 山口 紳一郎 様  
新潟県見附市芝野町1232-1

件名 テックワン P3プラス 柱脚工法

令和元年8月9日付けで評定の申し込みのあった上記の件について、下記のとおり、評定申込事項に係る技術的基準に適合しているものと評定します。

なお、本評定書の有効期間は、本評定日より令和6年8月8日までとします。

令和元年8月9日



記

### 1. 評定申込事項

本件における対象建築物は、3階建て以下（軒の高さ31m以下、建築物の高さ31m以下、延べ面積3000m<sup>2</sup>以下）の木造建築物であり、その構造形式は柱脚に特殊金物（以下「柱脚金物」という。）を用いた木造軸組構法（建築基準法施行令（以下「令」という。）第3章第3節）である。本評定は、当該柱脚部における基礎柱型、アンカーボルト及び柱脚金物で構成された接合部（以下「テックワン P3プラス 柱脚工法」という。）の構造耐力性能及び構造設計方法に関する評定である。ただし、建物全体の挙動や柱脚接合部以外の接合部並びに部材の応力検討については、評定対象外としている。

- ①柱脚金物の構造耐力性能
- ②柱と柱脚金物の接合部性能（柱木口と柱脚金物の支圧力）
- ③アンカーボルトと基礎の応力伝達（基礎梁は評定対象外）

### 2. 区分

更新

### 3. 評定をした工法等の内容

別紙1及び別紙2のとおり

### 4. 評定の内容

#### (1) 方法

本評定は、木質構造評定委員会（委員長：安村 基）において、申込者から提出された資料に基づき審査を行ったものである。

(2) 内容

構造設計方法について妥当であることを確認した。

5. 備考

本評定は、設計・施工・品質管理等が適正に行われることを前提に、提出された資料に基づいて行われたものであり、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は評定の範囲に含まれていない。